

御坊市スケートパーク整備工事仕様書

1 総則

(適用)

- (1) 本仕様書は、御坊市（以下「発注者」という。）が発注する「御坊市スケートパーク整備工事請負契約」に適用し、業務受注者（以下「受注者」という。）は、契約書及び本仕様書（以下「契約条項」という。）に沿って受注工事を施工する。
- (2) 本工事は、発注者と協議するとともに、一般社団法人日本スケートボード協会の監修に基づき行うものとする。なお、一般社団法人日本スケートボード協会との契約は御坊市で行う。
- (3) 本工事は、設計図書（発注者が御坊市スケートパーク整備に係る設計監理業務事業者及び工事施工事業者一括発注公募型プロポーザルにおいて公表した説明書その他資料及びこれらに関する質疑回答をいう。以下同じ。）、本仕様書、和歌山県土木共通仕様書、和歌山県土木工事施工管理基準及びその他関係法令を遵守すること。

(契約上限金額)

143,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

(協議報告)

受注者は、工事の施工に当たり、常に発注者と連絡をとり、作業上の打合せ事項については、協議書又は打合せ記録を作成するとともに、発注者に作業の進捗状況を報告する。

(貸与資料)

発注者は、工事の施工に必要な資料を受注者の請求により貸与することができるものとする。

(主任技術者)

- (1) 受注者は、工事を施工する主任技術者を定め、発注者に届け出る。主任技術者を変更する時は、事前に発注者と協議の上、発注者に届け出る。
- (2) 主任技術者は、工事の施工全般にわたる業務管理を行う。

(作業計画)

- (1) 受注者は、契約後速やかに発注者と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して発注者の承認を得なければならない。作業計画書の提出時期については、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 作業計画書には、工事施工方針、施工内容、工程表及び担当技術者、その他必要事項を記載するものとする。

(監督員の立会)

次の場合には、監督員の立会を要するものとする。

- (1) 丁張の設置時
- (2) 掘削完了時
- (3) 型枠組立完了時
- (4) 配筋完了時
- (5) その他、監督員が必要と認めたとき

(秘密の保持・情報の管理)

受注者は、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

(事故発生による損害)

受注者は、情報の紛失若しくは盗聴等の事故により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

(情報管理方法の指定)

受注者は、データの取り扱いに当たっては、データ保護管理規定を制定し、規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(疑義)

受注者は、契約条項に記載のない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。

2 工事の施工条件

(1) 基本事項

- 1) 契約後、早急に現場把握を行い、施工（工程）計画等着工準備を進め、工期は厳守すること。
- 2) 工事着手1週間前までには関係地元区長及び地元関係者に連絡し、了解を得た上で看板を設置し、工事の施工を行うこと。また、事前に交通予告看板（工事施工期間・交通規制等を明記）を必ず設置し、利用者に周知すること。
- 3) 工事施工中は、安全施設（バリケード、赤色灯等）を設置し、事故防止に努めること。また、夜間・作業休止前にはなるべく段差が少なくなるよう工事を進め、できるだけ通行に支障がでないよう、常に現場状況を把握すること。必要に応じ信号機や敷鉄板等の仮設施工を行うこと。
- 4) 工事における交通規制（規制・通行幅・交通誘導員配備位置等）、保安施設設置（案内・迂回路版等）、土石（殻塊）運搬経路の計画を行い、施工図を作成のうえ、施工計画書に添付して提出すること。
- 5) 万一、事故や補償問題等が生じた場合は、受注者の責任において早急に対処すること。
- 6) 作業場として民地等を借用する場合は、受注者の責任において交渉、手配すること。その際、近隣者と揉め事のないよう、近隣者にも通知すること。
- 7) 産業廃棄物（コンクリート・土砂・ごみ・草木等）は適正な処理をし、適切な処理場において処分すること。
- 8) 工事期間中は、現場内の清掃を怠らず、資材・土砂等の飛散防止に努め、現場からの

土砂及び破碎殻等の搬出は荷台から落ちないようにし、過積載は絶対にしないこと。道路を汚した際は速やかに掃除をすること。

- 9) 特定建設作業の実施届出書については、基準に基づき該当する場合は担当部署に届出をすること。
 - 10) 現場完成後は、検査前に必ず現場の清掃を行うこと。
 - 11) 工事中、疑問点等が生じた場合は、速やかに監督員に連絡し指示に従うこと。
 - 12) 掘削箇所にNTT管、水道管等が埋設されている可能性があるため、事前に調査を行い、影響のある場合は、関係者に立会を求め、損傷させないように留意すること。
- (2) 特記事項
- 1) 表面研磨については、コンクリート打設後コンクリート研磨機によるダイヤモンド研磨を行うこと。
 - 2) 工事着手前にセクション整備の詳細な工程表を作成し、監督員及び監修者（以下、「監督者等」という。）の立会いの時期、コンクリートの打設の施工時期等の予定について監督員の承諾を得ること。
 - 3) 下地完了後、仕上がり高及び線形の丁張を行い、監督者等の確認及び承諾を求めること。
 - 4) セクションは、段差が生じると使用に影響がでるため、可能な限り段差が生じないように施工すること。
 - 5) リップやボトム等、アール部との干渉部分については、ラウンディングにより滑らかな擦り付けとすること。
 - 6) セクション上部のプラットホーム等について、スチールコーピングやラウンディングとの擦り付けに十分注意し、監督員等の確認及び承諾を得ること。
 - 7) 表面仕上げによって摩擦等に大きな差異が生じないように、アール・バンク・ボトム等について、入念なコテ仕上げにより均一で摩擦の少ない品質を確保すること。

3 成果物

(成果物)

本工事の施工の成果物は次のとおりとする。

(1) 工事完了報告書

報告書は、1部提出する。製本は、バインダータイプとする。

- ・ 工事完成届
- ・ 工事の記録写真
- ・ 工事展開図
- ・ 工事日誌
- ・ 工事打合せ会議録
- ・ その他提出すべき書類

(2) 電子データ

電子データはCD-R又はDVD-Rで2部提出する。内容は、本請負契約で製本を行った成果を、元のデータ形式及びPDF形式に変換したもので納める。また、図面データはDWG形式及びJWW形式と、PDF形式に変換したものを納める。これらは、ウイルス対策を行ったうえで提出すること。ウイルス対策におけるウイルスチェックソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新

のデータに更新したものを利用すること。

CD-R又はDVD-Rのラベル表面には、下記の6項目を記載すること。

- ① 工事件名
- ② 作成年月（完了年月）
- ③ 発注者名
- ④ 受注者名
- ⑤ 何枚目／全体枚数
- ⑥ ウイルスチェックソフトによるチェックを行った年月日

4 検査及び引渡し

- (1) 受注者は、工事を完了したときは、その旨を工事完成届により発注者に通知しなければならない。
- (2) 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けた時は、その日から10日以内に受注者の立会いの上、工事完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- (3) 前項に規定する検査に完了した時をもって、成果物の引渡しを完了したものとする。

5 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項に関して不明点がある場合は、監督員と協議すること。
- (2) 工事の進捗状況に応じて、適宜監督員へ報告すること。
- (3) 現地調査中に危険箇所が発見された場合は、ただちに監督員に報告すること。
- (4) 本工事で作成に使用した資料については、その出典を明らかにするとともに、指示があったものは、整理のうえ提出すること。
- (5) 故意又は過失により御坊市又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、受注者の責任と負担において損害を賠償すること。
- (6) 市内業者への発注や資材の調達を行うなど、地域振興及び地域経済への貢献に努めること。
- (7) 本事業は、独立行政法人 日本スポーツ振興センターが行う助成金制度を活用して実施するので、制度の趣旨を十分理解して業務を行うこと。